

告 示

埼玉県告示第二百七十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理組合の定款の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

平成三十一年三月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 組合の名称

桶川市坂田西特定土地区画整理組合

二 事業施行期間

平成五年一月五日から平成三十四年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県桶川市大字坂田字南、字宮前、字堀の内及び字細谷の各一部、大字加納字峯の一部、末広三丁目の一部

四 事務所の所在地

埼玉県桶川市大字坂田七十九番地二

五 設立認可の年月日

平成五年一月五日

六 変更の内容

施行地区を「埼玉県桶川市大字坂田字南、字宮前、字堀の内及び字細谷の各一部、大字加納字峯の一部、末広三丁目の一部」から「埼玉県桶川市坂田西一丁目、二丁目、三丁目、大字加納字峯の一部、末広三丁目の一部」と変更する。

事務所の所在地を「埼玉県桶川市大字坂田七十九番地二」から「埼玉県桶川市坂田西一丁目八番地の五」と変更する。

七 変更認可の年月日

平成三十一年三月二十六日